

21 監査報告第12号
平成22年3月31日

千葉市議会議長 佐々木 久 昭 様
千葉市長 熊谷 俊 人 様

千葉市監査委員 古 川 光 一
同 大 島 有紀子
同 米 持 克 彦
同 三 瓶 輝 枝

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第2期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

市民局、中央区役所、花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、緑区役所、美浜区役所

2 監査の範囲

平成21年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成21年12月1日から平成22年3月26日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適切か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適切か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 使用料の減免手続を適正に行うべきもの（市民局）

(ア) 高原千葉村施設使用料について

高原千葉村設置管理条例第8条によると、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるとされている。また、「千葉市高原千葉村の使用料減免に係る事務処理要領」（以下「事務処理要領」という）第2条によると、使用料の減免基準として、減免の対象者は身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とその付き添い1名と定められている。

しかしながら、被爆者健康手帳の交付を受けた者の減免申請については、高原千葉村管理事務所長が本庁地域振興課と協議の上、決裁規程の個別専決事項に基づく専決者として使用料の免除を行っているが、事務処理要領においては被爆者健康手帳の交付を受けた者は減免の対象として定められておらず、減免手続に係る決裁においても被爆者健康手帳の交付を受けた者を減免する根拠について明確な記載がなされていなかった。

使用料の減免については、規程に基づき適正な手続により行うとともに、事務処理要領の見直しを図られたい。

(イ) 女性センター施設使用料について

ハーモニープラザ設置管理条例第12条によると、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるとされている。また、決裁規程別表第1において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。

しかしながら、女性センターの施設使用料の減免については、減免基準に

基づき同センターの指定管理者に決定させており、専決者である所管課長は決裁を行っていなかった。

使用料の減免については、条例に基づき適正な手続により行われたい。

イ 手数料の減免手続を適正に行うべきもの（中央区役所、花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、緑区役所、美浜区役所）

(ア) 戸籍住民基本台帳手数料について

証明等手数料条例第5条によると、市長は、特別の理由があると認めるものについては、規則で定めるところにより手数料を減額し、又は免除することができるとされている。また、決裁規程別表第1において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。

しかしながら、住民票の写し等に係る戸籍住民基本台帳手数料の減免については、決裁によって行う必要があるにもかかわらず、証明等手数料条例施行規則、「戸籍手数料に係る減免の取扱に関する要綱」及び「住民票の写しの交付等に係る手数料減免の取扱に関する要綱」に定められた減免基準に基づき実施されているが、決裁による手続を行っていなかった。

手数料の減免については、規程に基づき適正な手続により行われたい。

(イ) 税務証明手数料について

証明等手数料条例第5条によると、市長は、特別の理由があると認めるものについては、規則で定めるところにより手数料を減額し、又は免除することができるとされている。また、決裁規程別表第1において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。

しかしながら、市県民税課税証明等に係る税務証明手数料の減免については、決裁によって行う必要があるにもかかわらず、証明等手数料条例施行規則及び「税務証明等事務取扱要領」に定められた減免基準に基づき実施されているが、決裁による手続を行っていなかった。

手数料の減免については、規程に基づき適正な手続により行われたい。

ウ 保険料の減免を適正に行うべきもの（稲毛区役所、緑区役所）

国民健康保険条例第12条によると、国民健康保険料の所得割額は、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額を基に算定することとされており、非課税とされる通勤手当は総所得金額に含められてはいない。また、「千葉市国民健康保険料減免取扱要綱」別表によると、所

得減少による保険料の減免は、世帯の前年総所得に世帯の現年見込総所得を対比することにより行うとされている。

しかしながら、保険料の減免手続において、対象世帯の現年見込総所得を算定するにあたり、通勤手当を除くことなく所得の算定を行う事例が見受けられた。

保険料の減免については、適正に行われたい。

エ 市税の賦課に係る手続を適正に行うべきもの（緑区役所）

固定資産税の納付時期は年4回とされており、市税条例第9条第1項によると、市長は第1号から第3号のいずれかに該当すると認めた場合は、市税を減免することができる。また、同条例第9条第2項により、市税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に申請書を提出しなければならないとされており、市税の減免要件に該当する者が、同税の第1期の納期経過後、第2期の納期限前7日までに減免の申請をした場合については、第2期以降の税額を減免し、第1期の税額に対しては、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行停止を行うこととされている。

しかしながら、第1期の同税の滞納処分の執行停止に係る事務を省略するため、第2号の減免要件に該当する者について、年度当初に賦課したものを取り消し、当該年度分を第2期から第4期で納付するよう賦課した後、減免処分を行うことにより、当該年度の税額全てを免除する事例が見受けられた。

市税の賦課に係る手続については、適正に行われたい。

オ 収入金の払込みを適正に行うべきもの（花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、美浜区役所）

予算会計規則第32条第1項によると、現金等を直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、花見川区役所納税課、稲毛区役所、若葉区役所及び美浜区役所各市民課では、市県民税課税証明書及び住民票の写し等の郵送請求用に送付された定額小為替等の払込みを、当日又は翌日に行っていない。

収入金の払込みについては、規則に基づき適正に行われたい。

カ 過誤払いに係る返納金の管理を適正に行うべきもの（中央区役所）

(ア) 地方自治法施行令第171条によると、普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

しかしながら、平成20年度に支出した児童手当の過誤払いに係る返納金については、返納義務者から納期限までに返納されなかったにもかかわらず督促を行っていなかった。

(イ) 予算会計規則第26条第3項第1号によると、過誤払いとなった金額等を返納させる場合に、当該年度の出納閉鎖期日までに納入されない当該返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定をしなければならないとされている。

しかしながら、平成20年度の出納閉鎖期日までに納入されなかった同返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定を行ってなかった。

過誤払いに係る返納金については、法令等に基づき適正な管理を行われない。

(2) 支出事務

ア 補助対象経費を適正に算定すべきもの(中央区役所、稲毛区役所、緑区役所) 町内自治会集会所建設等事業補助金交付要綱第2条第4項によると、設計等に要する経費や公租公課等については、当該補助事業の対象経費としないものと定められている。

しかしながら、集会所の新築または修繕を行った町内自治会から提出された補助金交付申請書等の関係書類を確認したところ、同項で定められた補助の対象としない経費を含めて算定していたもの、またその結果、本来の補助金所要額よりも多く交付したのが見受けられた。

補助金の補助対象経費については、その内容を精査し、適正に算定を行われない。

なお、過払い額の生じたものについては、すでに返還されている。

イ 前渡資金の精算を適正に行うべきもの(中央区役所)

予算会計規則第58条第1項によると、資金前渡職員は、前渡資金について、その目的達成後7日以内に精算(戻入)書を作成し、支出命令者に精算の報告をしなければならないとされている。

しかしながら、心身障害者医療費助成に係る前渡資金については、目的達成後7日以内に報告をせず、約1か月後から約4か月後に報告するなど著しく遅延しているのが見受けられた。

前渡資金の精算については、規則に基づき適正に行われたい。

(3) 契約事務

ア 契約事務を適正に行うべきもの（市民局）

契約規則第22条によると、契約にあたってはあらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。

また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品の調達については調達主管課長が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な付属書類を添えて調達主管課長に送付しなければならないとされているが、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、予定価格が10万円未満の物品等については、所管課で調達できるとされている。

しかしながら、窓あき封筒の印刷、戸籍事務用長三封筒の印刷及び災害対策本部員用防災服の購入にあたっては、総額で10万円以上となるにもかかわらず、1件あたりの予定価格が10万円未満となるよう発注を分割し、必要な手続である調達主管課長への執行伺の送付をせず、所管課で調達を行っていた。

契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行伺等を調達主管課長に送付するなど適正に行われたい。

イ 随意契約理由に妥当性が認められないため契約方法の見直しを行うべきもの（市民局）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によると、随意契約により契約ができる場合として、その性質又は目的が競争入札に適さないものをするときとされている。

しかしながら、消費者啓発に係るFMラジオスポットCMの制作及び放送の委託については、FM放送局の業務代理店でFMラジオスポットCMを担当しているとの理由で一者随契により契約の相手方を決定していたが、当該委託業務は特定の者でなければ履行が困難なものとはいえず、随意契約によることができる場合として、その性質又は目的が競争入札に適さないものをするときとした上記適用条項を根拠とする理由には妥当性が認められない。

当該委託については、契約方法の見直しを行われたい。

ウ 契約手続を適正に行うべきもの（中央区役所）

「決裁規程の運用について」（平成21年3月31日付け依命通達）によると、施行決定とは歳出予算等に係る契約を行うにあたり、契約の決定、締結前に専決権者の意思決定等を受ける行為をいい、支出負担行為の決裁を受ける前に専決者まで決裁を受けることとされている。

しかしながら、「Q i b a l l（きぼーる）駐車場使用契約」については、
契約の決定、締結前に施行決定が行われていなかった。

契約の締結にあたっては、手続を適正に行われたい。